

価格安定課 NEWS

牛個体識別情報をベースとした肉用牛関係補助事業の推進について

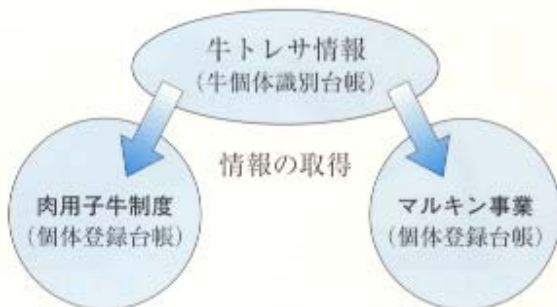
「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレサ法）」が、平成15年12月に施行され、満2年が経過しました。

この間、肉用子牛生産者補給金制度並びに肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）においては、牛トレサ法に基づく「牛の個体識別情報（牛トレサ情報）」を一部活用した個体登録業務を行ってきました。

国は、最近における牛トレサ情報の正確度が向上したことから、両事業にかかる事務費（委託費）の削減を図る観点から牛トレサ情報の活用の範囲を広げ、個体登録に係る現地調査（現畜の確認）を廃止することになりました。

今後、国の指導を得て当協会の業務規程等を改正し、来年4月からの適用を予定しております。

なお、当協会は、事務委託先（農協等）における業務の合理化及び適正実施を図る観点から、トレサ情報を自動取得できる「アドインシステム」の普及・定着が重要なポイントと位置付けております。事務委託先は、今後協会から配布されるアドインシステムの積極的な導入・活用の取組みをお願いします。



※ 牛トレサ情報の取得は、アドインシステム又はインターネットを使用する。

1. 牛トレサ情報の活用が拡大される項目

変更後（4月以降）	変更前（現行）
① 生年月日	① 生年月日
② 性別	② 性別
③ 種別（追加）	

2. 個体登録申込み時に入手すべき証拠書類が簡略化されます。

(1) 現在、個体登録申込み時に入手いただいている証拠書類は次のとおりです。

- ① 牛トレサ情報のハードコピー又は出生報告カードの写し（生年月日、性別の確認）
- ② 種付証明書又は受精証明書の写し（種別の確認）
- ③ 自家産の場合は、繁殖台帳、家畜共済台帳、子牛登記書等の写し（所有権の確認）
- ④ 外部導入の場合は、子牛購入伝票の写し（所有権の確認）



(2) 来年4月以降は、次のように入手すべき証拠書類が簡素化されます。

アドインシステムを利用する場合

- ① 自家産の場合は、繁殖台帳、家畜共済台帳、子牛登記書等の写し（所有権の確認）
- ② 外部導入の場合は、子牛購入伝票の写し（所有権の確認）

アドインシステムを利用しない場合

- ① 牛トレサ情報のハードコピー（生年月日、種別、性別の確認）
- ② 自家産の場合は、繁殖台帳、家畜共済台帳、子牛登記書等の写し（所有権の確認）
- ③ 外部導入の場合は、子牛購入伝票の写し（所有権の確認）

3. 個体登録時の現地調査を廃止します。

現在は、品種、性別及び外部導入の有無に関係なく全頭の現地調査（現畜の確認）を行っていただいておりますが、来年4月以降は牛トレサ情報が確実に取得できる牛については、現地調査を廃止することになりました。

しかし、肉用子牛制度の保留牛（満12月齢到達）の確認は、引き続き現地において、確実に1頭1頭の現畜の確認を実施していただきます。

4. 乳雌子牛に係る「盲乳の措置」について

乳頭の切除等を行う物理的な措置以外に搾乳転用を阻止できる担保要件を追加することについて検討中です。

例えば ①フリーマーチンであることを確認した場合。②一貫経営でマルキン事業への加入が確認できた場合。③譲り渡す肥育農家と覚え書きにより肥育牛として飼養する旨の確認を取る。